

社会福祉法人平和会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年2月1日～平成33年1月31日までの5年間

2. 内容

目標 1. 計画期間内に男性の育児休暇又は看護休暇の取得者を1名以上とする。

【対策】

* 平成28年2月～ 育児休業対象者の調査、育児休業取得者の声を聴取

* 平成28年8月～ 職員全員を対象とした、制度に関する研修及び育児休業取得者の声を盛り込んだ法人内の広報資料を作成し職員へ周知